

赤い羽根ボランティア市民活動配分金公募要領

山梨県共同募金会山梨市支会

1 目的

共同募金は、戦後まもない昭和22年に国民のたすけあい運動として開始され、今年で76回目をむかえます。これまで、多様化する時代のニーズや地域福祉活動を財政面から広く支援していくものとして、今も重要な役割を担っています。

共同募金山梨市支会では、私たちのまちや暮らしを少しでもよくしようと、様々な活動に取り組んでいるボランティア団体や福祉団体等に対し、共同募金を財源とする助成を公募で行います。

2 対象

- ・山梨市内で活動を展開しているボランティア市民活動グループ
 - ・山梨市内の社会福祉団体
 - ・山梨市内で活動を展開しているNPO法人
- ※活動が市の区域を越えて行われる団体には、県共同募金会が行う広域活動支援事業での助成があります。

3 対象となる活動

- ・子育てを支援する活動
 - ・障害者を支援する活動
 - ・高齢者を支援する活動
 - ・子どもの健全育成を応援する活動
 - ・安心、安全なまちづくり活動
 - ・自然保全、環境保護活動
 - ・社会福祉、環境学習体験プログラム開発事業
 - ・自殺や高齢者虐待の予防、防止する活動
 - ・ホームレスをはじめ、経済的な自立支援が必要な人達を応援する活動
- ※ 対象とならない事業
- ・他の補助金との重複や公的補填のある事業
 - ・政治、宗教、組合の運動の手段として行う事業や営利のために行う事業
 - ・総会など団体の運営に要する経費や福祉を目的としない事業

4 助成額

1事業につき8万円を限度とします。

5 申請方法

- ・今回申請を受けるのは、令和6年度に実施予定している事業です。
- ・令和5年4月20日(木)(消印有効)までに、別紙申請書に必要事項を記入し、関係書類(団体概要書、定款または会則及び役員名簿または会員名簿、令和元年度事業報告、決算書、カタログ(備品購入の場合のみ)、見積書)を添えて、共同募金会山梨市支会(市社会福祉協議会内 山梨市小原西 843-4)へ提出してください。
- ・審査にあたり、プレゼンテーションをお願いする場合があります。
- ・共同募金会山梨市支会における審査ののち、山梨県共同募金会において申請の評価・決定が行われ、令和5年度の共同募金運動を経て、その実績に応じて配分額が決定し、令和6年度に山梨市社会福祉協議会を通じて交付されます。

付則 この要領は、令和5年2月20日より施行する。